

第二編 令和 2 年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

令和2年度の個人の納税義務者数は、27年度と比べ均等割は1.07倍、所得割は1.07倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は0.87%の増、所得割は0.91%の増となった。

令和2年度の法人の納税義務者数は、均等割は1.11倍、所得割は1.11倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は1.08%の増、法人税割は1.02%の増となった。

2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表、第2表)

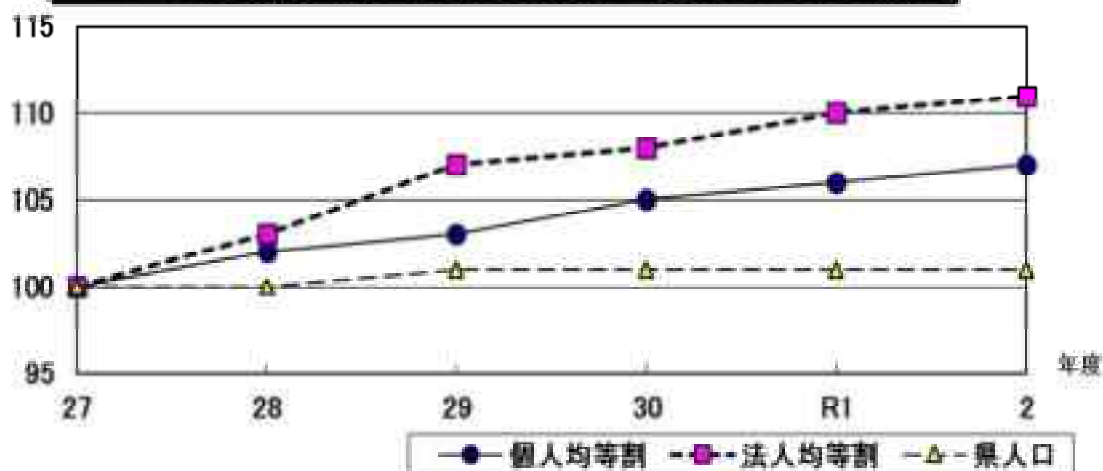
(単位:人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
個 人	均等割	3,057,237 (100)	3,114,296 (102)	3,163,049 (103)	3,207,182 (105)	3,252,917 (106)	3,281,169 (107)
	所得割	2,859,079 (100)	2,914,908 (102)	2,962,523 (104)	3,000,423 (105)	3,045,261 (107)	3,073,022 (107)
法 人	均等割	152,322 (100)	156,993 (103)	163,340 (107)	164,805 (108)	167,779 (110)	169,589 (111)
	法人税割	150,383 (100)	153,568 (102)	160,679 (107)	162,366 (108)	165,047 (110)	166,736 (111)
参考	県人口	6,198,238 (100)	6,224,739 (100)	6,242,474 (101)	6,257,886 (101)	6,270,118 (101)	6,278,741 (101)

(注)1. ()内は27年度を100とした場合の指数である。

2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
4. 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成27年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

令和2年度における総所得金額等は27年度と比較して1.12倍、課税標準額は1.13倍、所得割額は1.14倍といずれも増加した。

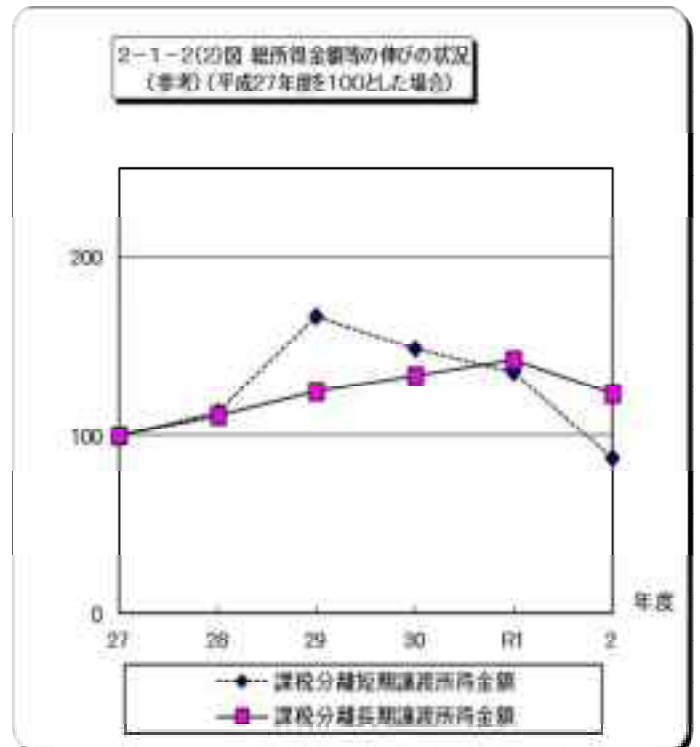
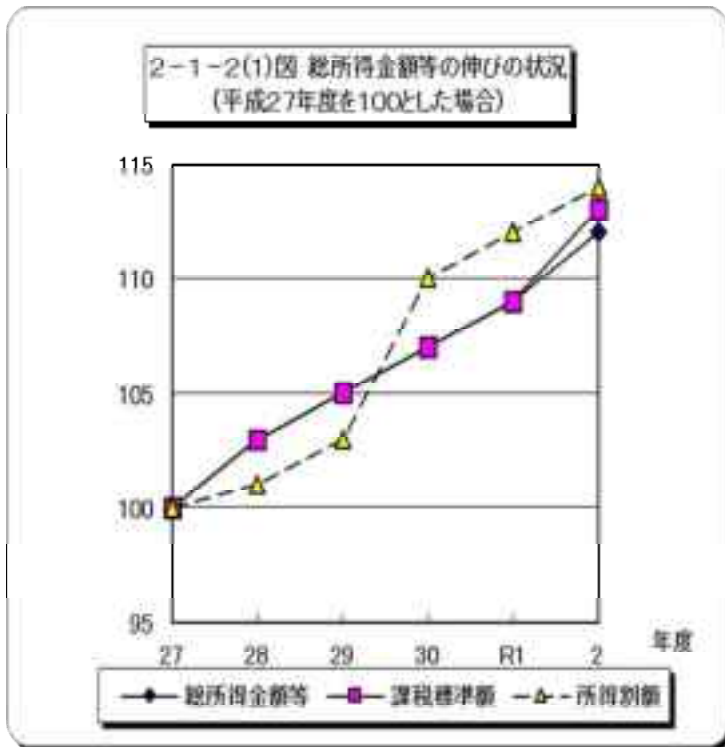
前年度との比較では、総所得金額等は2.33%増加、課税標準額は2.88%増加、所得割額は2.09%の増加となった。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
総所得金額等		9,798,178,973 (100)	10,045,826,379 (103)	10,260,150,814 (105)	10,487,049,148 (107)	10,701,341,995 (109)	10,951,477,780 (112)
課税標準額		6,573,791,688 (100)	6,739,855,985 (103)	6,878,107,014 (105)	7,037,121,939 (107)	7,192,663,940 (109)	7,399,922,567 (113)
所得割額		374,415,285 (100)	379,610,903 (101)	384,857,610 (103)	411,865,022 (110)	418,773,154 (112)	427,540,778 (114)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	2,517,805 (100)	2,840,022 (113)	4,187,872 (166)	3,728,160 (148)	3,140,927 (125)	2,178,256 (87)
	同上分算出税額	131,782 (100)	146,351 (111)	219,816 (167)	207,273 (157)	170,215 (129)	120,320 (91)
	課税分離長期譲渡所得金額	186,193,397 (100)	207,420,517 (111)	231,008,074 (124)	247,885,887 (133)	251,880,494 (135)	229,216,566 (123)
	同上分算出税額	5,470,809 (100)	6,105,557 (112)	6,803,086 (124)	7,645,074 (140)	7,770,650 (142)	7,074,334 (129)

(注) ()内は27年度を100とした場合の指数である。



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額ともに「給与所得者」のみ増加したが、それ以外の所得者区分については減少した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数については「給与所得者」、所得割額については「給与所得者」及び「その他の所得者」が増加したが、それ以外の所得者区分については減少した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	令和元年度 (人)	令和2年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和元	令和2				令和元	令和2
給与所得者	2,561,481	2,597,042	101.4	78.7	79.1	8,964,795	9,089,321	101.4	78.7	79.1
営業所得者	115,685	111,722	96.6	3.6	3.4	404,909	391,036	96.6	3.6	3.4
農業所得者	10,161	8,255	81.2	0.3	0.3	35,584	28,909	81.2	0.3	0.3
その他の所得者	551,123	549,840	99.8	16.9	16.8	1,928,923	1,924,439	99.8	16.9	16.8
家屋敷等のみ	14,467	14,310	98.9	0.4	0.4	50,642	50,091	98.9	0.4	0.4
計	3,252,917	3,281,169	100.9	100.0	100.0	11,384,853	11,483,796	100.9	100.0	100.0

2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	令和元年度 (人)	令和2年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和元	令和2				令和元	令和2
給与所得者	2,466,756	2,502,679	101.5	81.0	81.4	355,551,308	361,855,540	101.8	84.9	84.6
営業所得者	101,235	98,070	96.9	3.3	3.2	15,441,630	15,243,189	98.7	3.7	3.6
農業所得者	8,010	6,120	76.4	0.3	0.2	899,620	589,386	65.5	0.2	0.1
その他の所得者	469,260	466,153	99.3	15.4	15.2	46,890,046	49,865,407	106.3	11.2	11.7
計	3,045,261	3,073,022	100.9	100.0	100.0	418,782,604	427,553,522	102.1	100.0	100.0

※構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、令和2年度においては、納税義務者数の81.4%、所得割額の84.6%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、令和2年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は1.21%増加し、人口1人当たりの所得割額は1.95%増加した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
納税義務者1人当たりの所得割額	122,470 (100)	121,896 (100)	121,676 (99)	128,424 (105)	128,741 (105)	130,305 (106)
人口1人当たりの所得割額	60,408 (100)	60,986 (101)	61,653 (102)	65,818 (109)	66,790 (111)	68,095 (113)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	461 (100)	468 (102)	475 (103)	479 (104)	486 (105)	489 (106)

(注) 1. ()内は27年度を100とした場合の指数である。

- 所得割を納める者には、税額控除により納税義務者がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
- 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
- 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

